

本則中「第 47 条」の次に「、第 48 条の 2」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例をここに公布する。
平成 15 年 12 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 70 号

熊本県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例
(趣旨)

第 1 条 この条例は、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成 14 年法律第 153 号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(発行手数料)

第 2 条 申請者(法第 3 条第 2 項に規定する申請者をいう。)は、同条第 6 項の規定により知事が発行した電子証明書を、同条第 7 項の規定により住所地市町村長(法第 3 条第 2 項に規定する住所地市町村長をいう。)から提供を受ける際、当該電子証明書の発行に係る電子計算機処理等(法第 17 条第 3 項第 3 号に規定する電子計算機処理等をいう。以下同じ。)に係る手数料(以下「発行手数料」という。)を知事に納付しなければならない。

2 知事は、前項の規定により納付された発行手数料を、指定認証機関(法第 34 条第 1 項に規定する指定認証機関であって、知事が同項に規定する認証事務を行わせることとしたものをいう。以下同じ。)に納付しなければならない。

3 指定認証機関は、法第 34 条第 4 項の規定により発行手数料を収入として収受することとし、当該発行手数料の額は、同条第 1 項の規定により指定認証機関が行う法第 3 条第 6 項の規定による電子証明書の発行に係る電子計算機処理等に要する費用を基礎として、当該指定認証機関が定めるものとする。

4 前項の場合において、指定認証機関は、あらかじめ、当該発行手数料の額について知事の承認を受けなければならない。

(情報提供手数料)

第 3 条 署名検証者(法第 17 条第 4 項に規定する署名検証者をいう。)は、法第 18 条第 1 項の規定による保存期間に係る失効情報の提供(次項第 1 号において「保存期間に係る失効情報の提供」という。)及び同条第 2 項の規定による保存期間に係る失効情報ファイルの提供(次項第 2 号において「保存期間に係る失効情報ファイルの提供」という。)を受けたときは、当該失効情報及び当該失効情報ファイルの提供に係る手数料(以下「情報提供手数料」という。)を指定認証機関に納付しなければならない。

2 指定認証機関は、法第 34 条第 5 項の規定により情報提供手数料を収入として収受することとし、当該情報提供手数料の額は、次の各号に掲げる額を基礎として、当該指定認証機関が定めるものとする。

(1) 保存期間に係る失効情報の提供に係る電子計算機処理等に要する費用

(2) 保存期間に係る失効情報ファイルの提供に係る電子計算機処理等に要する費用

3 前項の場合において、指定認証機関は、あらかじめ、当該情報提供手数料の額について知事の承認を受けなければならない。

(規則への委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、法の施行の日から施行する。

(熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部改正)

2 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(平成 11 年熊本県条例第 58 号)の一部を次のように改正する。

別表に次の 1 号を加える。

40 熊本県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例(平成 15 年熊本県条例第 70 号。以下この号において「条例」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの	各市町村
(1) 条例第 2 条第 1 項の規定による発行手数料の徴収に関する事務 (2) 条例第 2 条第 2 項の規定による発行手数料の納付に関する事務	

(熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

3 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成 15 年熊本県条例第 51 号)の一部を次のように改正する。

別表の改正規定中「第 39 号を第 41 号とし、第 33 号から第 38 号」を「第 40 号を第 42 号とし、第 33 号から第 39 号」に改める。